令和８年（フ）第２０５号
奈良県橿原市縄手町239番地の２　パルクかしはら105
債務者　中村　達也
1　決定年月日時　令和８年９月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和８年（フ）第２２５号
奈良県北葛城郡上牧町緑ヶ丘１丁目11番23号
債務者　宮本　楓華
1　決定年月日時　令和８年９月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和８年（フ）第３５９号
和歌山県有田郡有田川町大字明王寺446番地12
債務者　西岡　　舞（旧姓室田）
1　決定年月日時　令和８年９月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第７８号
鳥取県鳥取市西品治322番地16
債務者　森本　圭一
1　決定年月日時　令和８年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
鳥取地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１１４号
鳥取県鳥取市浜坂４丁目11番25－101号ヴェローナ101号
債務者　村尾　昌彦
1　決定年月日時　令和８年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
鳥取地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１５２号
鳥取県境港市外江町1743番地１　コーポレガートＡ号
債務者　福田　優哉
1　決定年月日時　令和８年９月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
鳥取地方裁判所米子支部

令和８年（フ）第１１５号
島根県雲南市大東町大東1545番地10、住民票上の前住所島根県雲南市大東町上久野1077番地
債務者　池添　記子
1　決定年月日時　令和８年９月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
松江地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２８１号
愛媛県松山市吉藤４丁目５番26号　メゾンホワイト202号
債務者　木原　由喜
1　決定年月日時　令和８年９月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
松山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２９５号
愛媛県松山市森松町324番地　森松団地22棟55号
債務者　永木富士乃
1　決定年月日時　令和８年９月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
松山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３０５号
愛媛県松山市中村３丁目５番14号　ネオコーポ大西102号
債務者　深谷　　彩
1　決定年月日時　令和８年９月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
松山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第９４号
愛媛県新居浜市坂井町三丁目３番47号
債務者　矢野　雅未
1　決定年月日時　令和８年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
松山地方裁判所西条支部

令和８年（フ）第４２号
福岡県築上郡吉富町大字幸子２番地１　幸子団地Ｒ３－２　205号
債務者　大秋　惠子
1　決定年月日時　令和８年９月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

令和８年（フ）第４６号
福岡県京都郡苅田町京町１丁目４番地３（苅田グリーンマンション503号）（住民票上の住所：熊本県宇城市松橋町西下郷3862番地１）
債務者　山川慎太郎
1　決定年月日時　令和８年９月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

令和８年（フ）第８４号
福岡県行橋市大字前田１番地２　メゾンプレミア101号室
債務者　森本　直樹
1　決定年月日時　令和８年９月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

令和８年（フ）第８６号
福岡県行橋市南大橋５丁目４番２－202号
債務者　松永　志麻
1　決定年月日時　令和８年９月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

令和８年（フ）第８７号
福岡県行橋市大字金屋721番地３　辰第二団地２棟345号、前住所福岡県行橋市大橋２丁目12番３－406号　増田ハイツ
債務者　松井　愛実（旧姓田村）
1　決定年月日時　令和８年９月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

令和８年（フ）第４６６号
熊本市中央区白山３丁目４番15号　Ａｖｅｎｉｒ和み201号
債務者　上月　紀子
1　決定年月日時　令和８年９月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係